

平成24年7月12日  
国家公務員倫理審査会

「指定職以上の職員に係る贈与等報告書（平成23年度分）並びに本省審議官級以上の職員に係る株取引等報告書及び所得等報告書（平成23年分）の提出状況等について」

## 1. 贈与等報告書について

平成23年度分の贈与等報告書は、各四半期ごとに本省課長補佐級以上の職員から各府省等に対して提出され、そのうち、指定職以上の職員の提出した贈与等報告書については、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。

### 贈与等の報告制度の概要

- (1) 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等からの贈与等（1件5千円を超えるもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務を負っています。
- (2) 提出された報告書のうち、1件2万円を超えるものは、閲覧の対象となります。
- (3) 指定職以上の職員の報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

### (1) 提出数及びその内訳（別添参照）

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しの送付件数は、2,935件となっており、その内訳は、金銭、物品等の供与関係（以下「贈与関係」という。）が55件（1.9%）、飲食の提供等関係（以下「飲食等関係」という。）1,486件（50.6%）（うち立食パーティー1,313件）、報酬関係1,394件（47.5%）となっています。

これを前年度と比べると、総件数で63件の増（2.2%）となっています。その内訳は、贈与関係が1件の増（1.9%）、飲食等関係が104件の減（-6.5%）、報酬関係が166件の増（13.5%）となっています。

なお、贈与等報告書を提出した指定職以上の職員は646名でした。

## (2) 提出数の多い府省等の状況

100件以上の報告書が提出されたのは、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び国立病院機構の6省1特定独立行政法人でした。

- ① 法務省は、前年度比49件増の469件で、その内訳は、報酬関係(393件)が大部分を占めており、そのほとんどが著述によるものでした。
- ② 外務省は、前年度比7件増の150件となっています。飲食等関係(116件)の占める割合が大きく、その主な提供者は外国企業・団体及び民間企業でした。
- ③ 文部科学省は、前年度比21件増の122件となっています。飲食等関係(95件。うち立食パーティー81件)の占める割合が大きく、その主な提供者は財団・社団法人等でした。
- ④ 厚生労働省は、前年度比61件増の218件となっています。報酬関係(182件)が大部分を占めており、その主な内訳は、著述及び講演によるものでした。
- ⑤ 農林水産省は、前年度比13件減の137件となっています。飲食等関係(132件。うち立食パーティー126件)が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。
- ⑥ 国土交通省は、前年度比103件減の697件となっています。飲食等関係(682件。うち立食パーティー677件)が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。
- ⑦ 国立病院機構は、前年度比11件増の482件となっています。報酬関係(480件)が大部分を占めており、その主な内訳は、討論・座談会及び講演によるものでした。

## (3) 審査の概要等

送付された報告書について審査を行った結果、詳細確認中の1件を除き不適切な贈与や高額過ぎる報酬等を受けたケースは見受けられませんでした。各内訳ごとの概要は、次のとおりです。

- ① 贈与関係の主なものは、スポーツ・観劇等のチケット17件、食料品・アルコール飲料10件、書籍9件となっており、その主な贈与者は、外国企業・団体、財団・社団法人等及び民間企業でした。  
また、2万円を超えるものが8件あり、このうち最も高額なものは200万円(公益財団法人からの賞金)でした。
- ② 飲食等関係の主な提供者は、財団・社団法人等1,222件、民間企業110件及び外国政府・国際機関48件となっています。  
また、2万円を超えるものが68件あり、これらは財団・社団法人等、民間企業及び外国政府・国際機関の記念式典への出席或いは企業トップとの意見交換等によるものでした。
- ③ 報酬関係の主なものは、著述725件、講演356件及び討論・座談会23件となっています。このうち100万円を超えるものが10件あり、こ

れらは全て著述によるものでした。10万円以下のものが1,232件と報酬関係の大半を占めています。

## 2. 株取引等報告書及び所得等報告書について

平成23年分の両報告書は、平成24年3月1日から同月31日までの間に本省審議官級以上の職員から各府省等に対して提出され、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。両報告書の提出の状況及び審査の状況は、次のとおりです。

### 株取引等、所得等の報告制度の概要

#### (1) 株取引等報告書について

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行ったもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務を負っています。

#### (2) 所得等報告書について

本省審議官級以上の職員（前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であった者）は、所得金額及び贈与税の課税価格に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務を負っています。

#### (3) 両報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

### (1) 株取引等報告書の提出数等

各府省等から送付された報告書の写しの件数は、53件と前年より73件の減となっています。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な株式等の贈与や国民の疑惑や不信を招くような取引等は見受けられませんでした。

### (2) 所得等報告書の提出数等

各府省等から送付された報告書の写しの件数は、1,349件と前年より5件の増となっています。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与や報酬など国民の疑惑や不信を招くようなものは見受けられませんでした。

以上

|      |   |
|------|---|
| 問合せ先 | 国家公務員倫理審査会事務局 参事官 山本 朗<br>倫理審査官 高見 裕志<br>電話(03)3581-5311(内線2820)<br>(03)3581-5344(直通) |
|------|---|

## 指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数(平成23年度)

| 区分<br>府省等名 | 金銭、物品等の供与 |        | 飲食の提供等 |        |               | 報酬    |        | 合計    |        |
|------------|-----------|--------|--------|--------|---------------|-------|--------|-------|--------|
|            | 件数        | うち2万円超 | 件数     | うち2万円超 | うち立食<br>パーティー | 件数    | うち2万円超 | 件数    | うち2万円超 |
| 会計検査院      |           |        | 22     |        | 22            |       |        | 22    |        |
| 人事院        | 1         |        | 1      |        | 1             | 1     |        | 3     |        |
| 内閣官房       |           |        | 1      |        |               | 41    | 37     | 42    | 37     |
| 内閣法制局      |           |        |        |        |               | 6     | 4      | 6     | 4      |
| 内閣府        |           |        | 12     | 2      | 5             | 53    | 46     | 65    | 48     |
| 宮内庁        |           |        |        |        |               | 3     | 1      | 3     | 1      |
| 公正取引委員会    | 3         |        |        |        |               |       |        | 3     |        |
| 国家公安委員会    | 4         | 1      | 3      |        | 3             | 9     | 7      | 16    | 8      |
| 警察庁        |           |        | 9      |        | 9             | 22    | 15     | 31    | 15     |
| 金融庁        | 1         |        | 29     |        | 24            | 2     | 2      | 32    | 2      |
| 消費者庁       |           |        |        |        |               | 5     | 2      | 5     | 2      |
| 総務省        | 2         |        | 2      |        | 2             | 34    | 17     | 38    | 17     |
| 消防庁        |           |        |        |        |               | 3     | 3      | 3     | 3      |
| 法務省        | 18        | 3      | 58     | 3      | 42            | 393   | 204    | 469   | 210    |
| 公安調査庁      |           |        |        |        |               | 2     | 2      | 2     | 2      |
| 外務省        | 14        |        | 116    | 16     | 17            | 20    | 13     | 150   | 29     |
| 財務省        |           |        | 10     |        | 9             | 52    | 39     | 62    | 39     |
| 国税庁        |           |        | 31     |        | 30            |       |        | 31    |        |
| 文部科学省      | 1         |        | 95     | 6      | 81            | 26    | 14     | 122   | 20     |
| 文化庁        |           |        | 6      | 2      | 4             | 22    | 21     | 28    | 23     |
| 厚生労働省      | 2         | 2      | 34     | 1      | 30            | 182   | 90     | 218   | 93     |
| 農林水産省      | 3         |        | 132    | 10     | 126           | 2     |        | 137   | 10     |
| 林野庁        | 1         |        | 28     |        | 28            | 10    | 7      | 39    | 7      |
| 水産庁        | 1         |        | 14     |        | 14            |       |        | 15    |        |
| 経済産業省      | 1         | 1      | 26     | 3      | 18            | 1     | 1      | 28    | 5      |
| 資源エネルギー庁   |           |        | 1      |        | 1             |       |        | 1     |        |
| 特許庁        | 2         |        | 95     | 9      | 93            | 2     | 2      | 99    | 11     |
| 中小企業庁      |           |        | 1      | 1      |               |       |        | 1     | 1      |
| 国土交通省      |           |        | 682    | 15     | 677           | 15    | 2      | 697   | 17     |
| 運輸安全委員会    |           |        | 6      |        | 6             |       |        | 6     |        |
| 観光庁        |           |        | 10     |        | 9             |       |        | 10    |        |
| 気象庁        | 1         | 1      |        |        |               | 1     |        | 2     | 1      |
| 海上保安庁      |           |        | 57     |        | 57            |       |        | 57    |        |
| 環境省        |           |        | 3      |        | 3             | 7     | 3      | 10    | 3      |
| 小計         | 55        | 8      | 1,484  | 68     | 1,311         | 914   | 532    | 2,453 | 608    |
| 国立病院機構     |           |        | 2      |        | 2             | 480   | 407    | 482   | 407    |
| 合計         | 55        | 8      | 1,486  | 68     | 1,313         | 1,394 | 939    | 2,935 | 1,015  |

(注) 1. 報酬とは、原稿料、講演料等である。  
2. 報告書の提出のない府省等は省略した。